

## 10月から国民年金保険料の後納制度が変わりました

年金制度の改正により、10月から後納制度を利用できる期間が、過去10年から5年になりました。過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、申し込みをすれば保険料を納めることができます。

なお後納制度を利用することで、年金受給額の増額や年金受給資格を得られる場合があります。この機会にぜひご利用ください。

詳しくは、下記専用ダイヤルへお問い合わせください（電話をする際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください）。

【国民年金保険料専用ダイヤル】

☎0570-011-055

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線162

## 家屋についてのお願い

### ○家屋を新築・増築したとき

家屋(居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物)を新築・増築した場合、その翌年度から固定資産税が課税されます。固定資産税の適正な課税を行うために、把握する必要がありますので、年内に家屋を新築・増築し、家屋調査がお済みでない方は、早めに下記までご連絡ください。

### ○家屋を取り壊したとき

家屋の固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税されます。家屋(居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物)を取り壊した方は、忘れずに「建物滅失届」を提出してください。

なお提出の際は、印鑑(認印)が必要ですので、必ずご持参ください。提出されない場合、年内に取り壊したにもかかわらず、翌年度も固定資産税が課税されることがあります。また家屋が登記されている場合は、法務局で滅失の手続きを行ってください。

### ○未登記家屋の名義変更があったとき

相続、売買などにより、未登記家屋の所有者の名義変更をした場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を提出してください。提出していただいた翌年度から所有者(納税義務者)を変更します。

○提出期限 12月28日(月)

○提出先 市役所本庁税務徴収課  
各総合支所市民福祉課

問 本庁 税務徴収課資産税G

☎52-1111 内線235

## 第67回人権週間(12/4~12/10)

昭和23年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択され、今年で67周年を迎えます。

国連では、世界人権宣言の採択を記念し、毎年12月10日を「人権デー」と決めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「第67回人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は自分と同じように他の人にもあることを理解し、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

問 水戸地方法務局茨城県人権擁護委員連合会

☎029-227-9911

## マリッジサポーターによる結婚相談会を開催します

結婚を希望する方を対象に、マリッジサポーターによる結婚相談会を開催します。マリッジサポーターは、茨城県知事から委嘱を受けて、結婚希望者の出会いの相談や仲介を行うボランティアです。

事前予約不要、相談費用・登録料はかかりません。ぜひご参加ください。

### ○日時・場所

| 日 時                      | 場 所                             |
|--------------------------|---------------------------------|
| 11月22日(日)<br>10:00~15:00 | 常陸太田市生涯学習センター<br>(常陸太田市中城町3280) |
| 12月20日(日)<br>10:00~15:00 | 太子町文化福祉会館まいん<br>(太子町大字太子722-1)  |

○持ち物 身上書、写真(L判)  
(プロフィール作成希望者のみ)

問 マリッジサポーター 川野和彦

☎0295-58-2957 (受付時間/正午~14:00)

## 交通事故にあったらまずご相談を 交通事故相談所のご案内

交通事故にあい、損害賠償請求や示談の進め方などでお困りのことはありませんか。

茨城県では、このような相談に応じるため、県内4か所に交通事故相談所を設けています。

相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

問 中央交通事故相談所 ☎029-233-5621

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/kotsu/08sodan/index.html>

【いばらき 安全なまちづくりガイド】

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/index.html>

